

令和3年 経済センサスー活動調査
結果報告書

令和 6 年 3月

沼 津 市

この報告書の数値は、総務省・経済産業省が公表した「令和3年経済センサス－活動調査」の調査結果のうち、沼津市分を独自に取りまとめたものである。

1 令和3年経済センサス－活動調査について

(1) 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団資料を得ることを目的としている。

(2) 調査の時期

令和3年6月1日

(3) 調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

(4) 調査の対象

農業・林業・漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業・外国公務に属する事業所、国及び地方公共団体の事業所を除く国内全ての事業所・企業が対象である。

(5) 調査の方法

調査は調査員による「調査員調査」と総務省、経済産業省、都道府県及び市区による「直轄調査」の2種類からなる。

ア 調査員調査

県知事が任命した調査員が調査員調査対象の事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済の調査票を回収する方法により行った。

イ 直轄調査

国が契約する民間事業者が、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括で郵送にて配布を行い、インターネットによる回答又は記入済の調査票を回収する方法により行った。

2 主な用語の解説

(1) 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

①一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

・ 出向及び派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

・事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、回答内容等不備で事業内容等が不明の事業所をいう。

(2) 従業者

当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従事者は、賃金・給与を支給されていなくても従事者としている。

(3) 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として令和2年1年間の収入額又は販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類している。

(4) 経営組織

①個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

②法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

ア.会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律86号）の規定により日本において事業所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

イ.会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

③法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

(5) 単独・本所・支所の別

①単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所等（支社・支店）を持たない事業所をいう。

②本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所等（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

③支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

3 集計について

(1) 産業横断的集計

産業横断的集計では、沼津市の全産業分野における事業所について集計している。

第8表において、令和3年経済センサス活動調査から従業員の内訳の区分が変更されたため、それに準じて集計項目を変更した。そのため一部項目においては時系列比較を行うことができない。

第9表において、第二地区の町丁・大字名である「本」は、第一・第二・第五地区にある「本」（「本錦町」、「本字千本」等、町丁・大字名に「本」の記載のある大字）をすべて合算した数値である。国では、「本」の合算値のみ公表していることから、過去の調査結果において、「本」に存在する事業所数が最も多かった第二地区に合算数値を掲載している。

(2) 製造業に関する集計

「E－製造業」に格付けされた事業所のうち、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・個人経営を除く事業所であること
- ・従業員4人以上の事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、集計対象が産業横断的集計とは異なるため、産業横断的集計の「E 製造業」の事業所数、従業員数とは数値が一致しない。

(3) 卸売業、小売業に関する集計

「I－卸売業、小売業」に格付けられた事業所について、以下の全てに該当する商業事業所について集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・「事業別売上（収入）金額」の「卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」及び「小売の商品販売額」を合算したものに金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

なお、集計対象が産業横断的集計とは異なるため、産業横断的集計の「I－卸売業、小売業」の事業所数、従業員数とは数値が一致しない。

4 利用上の注意

(1) 表中に用いた記号

「 - 」……該当のないもの

「 0 」……単位未満のもの

「 X 」……秘匿した箇所

(2) 秘匿について

国の秘匿基準に準拠し、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合について秘匿処理を行った。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所についても、秘匿処理を行った。

(3) 数字の単位未満は四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

(4) この報告書の数値は、沼津市が独自で集計したものであるため、国が公表する数値と相違する場合がある。